

# 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 確認検査業務手数料規程

平成 12 年 6 月 20 日制定

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が別に定める確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づく確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

## (建築物に関する確認申請手数料)

第 2 条 業務規程第 22 条に規定する対象建築物等のうち、建築物の確認申請手数料の額は、確認申請一件につき、別表第 1 及び別表第 1-2 を合計したものとする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築(新築、増築、改築とする。以下同じ。)する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物(床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるものに限る。)の計画を変更して建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積(別紙に示す計画変更床面積算定により算出する。)の二分の一(床面積を増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。)

(3) 確認を受けた建築物(床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内のものに限る。)の計画を変更して建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る建築物全体の床面積の二分の一(床面積を増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。)

(4) 建築物を移転、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 前 2 項の確認申請で次の各号の一に掲げる場合は、別表第 1 に掲げる額の 2 割増(千円未満は切捨て)とする。(当該計画に係る建築物全体の床面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるものに限る。)

(1) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令 338 号。以下「令」という。)第 108 条の 3 第 1 項の規定に基づく耐火性能検証法により耐火建築物の主要構造部を確かめられたもの

(2) 令第 129 条の 2 第 1 項の規定に基づく階避難安全検証法、又は令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく全館避難安全検証法により避難上の安全を確かめられたもの

(3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)に基づく平成 12 年 10 月 17 日建設省告示第 2009 号に規定する免震建築物の構造方法により構造計算を行ったもの

## (建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第 3 条 業務規程第 22 条に規定する対象建築物等のうち、建築設備及び工作物の確認申請(変更確認も含む。)手数料の額は、一の建築設備及び工作物について、別表第 4 に掲げるとおりとする。

## (建築物に関する中間検査申請手数料)

第 4 条 業務規程第 22 条に規定する対象建築物等のうち、建築物の中間検査申請手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。(別表第 2 の中間検査を行う部分の

床面積の合計は、別紙に示す中間検査床面積算定により算出する。)

#### (建築物に関する完了検査申請手数料)

第5条 業務規程第22条に規定する対象建築物等のうち、建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。

2 別表第3の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の二分の一

(3) 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。)の交付を受けている場合 床面積は100㎡以内とみなす

(4) 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)の交付を受けている場合 当該建築に係る部分の床面積から仮使用部分(別棟の部分に限る。)の床面積を除いた床面積

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に係る適合性判定を要する建築物の場合には、第1項に規定する額に別表第6に掲げる額を加算する。ただし、前項第3号に該当する建築物及び第4号に掲げる仮使用部分(別棟の部分に限る。)の建築物には加算しない。

4 前項に掲げる建築物で、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合は、第1項に規定する額にセンターが別に定める建築物省エネ法判定業務規程第18条に規定する適合判定料金に1/10を乗じた額を加算する。ただし、センターが交付した軽微変更該当証明書を提出する場合には加算しない。

#### (建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第22条に規定する対象建築物等のうち、建築設備及び工作物の完了検査申請手数料の額は、一の建築設備及び工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

#### (仮使用認定申請手数料)

第7条 業務規程第22条に規定する対象建築物等のうち、仮使用認定申請手数料の額は、仮使用認定申請一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

(1) 建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合 別表第5-2

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第5

2 別表第5又は別表第5-2の床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る。)を除く。

3 第1項第2号に掲げる場合で建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要する場合には、第1項に規定する額に別表第6に掲げる額を加算する。ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている建築物(別棟に限る。)の割増手数料は加算しない。

4 前項に掲げる建築物で、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合は、第1項に規定する額にセンターが別に定める建築物省エネ法判定業務規程第18条に規定する適合判定料金に

1/10 を乗じた額を加算する。ただし、センターが交付した軽微変更該当証明書を提出する場合には加算しない。

#### (手数料の減額及び割増)

第8条 業務規程第25条第1項に規定する申請を、第25条第2項に規定する方法で申請する場合は、別表第1及び別表第4のメディア申請手数料の額とする。

2 住宅建設瑕疵担保責任保険及び住宅販売瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する建築物の中間検査申請手数料の額は、別表第2に掲げる額より1,000円減額した額とする。

3 一の申請に係る設置数が2以上の建築設備の完了検査申請手数料の額は、別表4に掲げる額より一台につき2,000円減額した額とする。

4 第2条から本条前項までに規定する申請手数料額は、理事長が必要と認めた場合は減額又は割増できるものとする。

#### (再交付手数料)

第9条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を再交付する場合の手料は、1通につき5,000円とする。

#### (検査に係る地域別割増手数料)

第10条 床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物を除き、中間検査、完了検査及び仮使用認定に伴う当該検査地域が別表第7に定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増手数料を第4条、第5条、第7条及び第8条（第8条第1項を除く。）の規定による額に加算する。

2 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物等の再検査を行う場合で当該地域が別表第7に定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増手数料を前項の規定による額に対し、さらに追加加算する。

3 理事長が必要と認めた場合は、前2項の規定によらないことができる。

附 則  
この変更は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

建築物に関する確認申請手数料 (第2条関係)

(単位:円)

床面積の合計	手数料の額					
	建築物の用途等					
	①		②		③	
	通常申請	メディア申請	通常申請	メディア申請	通常申請	メディア申請
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	13,000	12,000	15,000	14,000	18,000	17,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,000	20,000	24,000	23,000	28,000	27,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	28,000	27,000	32,000	31,000	38,000	37,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	47,000	46,000	68,000	67,000	80,000	79,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000	69,000	97,000	96,000	110,000	109,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			190,000	189,000	250,000	249,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			220,000	219,000	300,000	299,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			250,000	249,000	350,000	349,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			270,000	269,000	380,000	379,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			290,000	289,000	440,000	439,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			320,000	319,000	480,000	479,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			440,000	439,000	570,000	569,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			590,000	589,000	770,000	769,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			770,000	769,000	1,160,000	1,159,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			1,200,000	1,199,000	1,650,000	1,649,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの			1,500,000	1,499,000	2,000,000	1,999,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※ メディア申請とは、申請時に申請書の電子データを一緒に提出することをいう。

ただし、簡易な計画変更のみの場合には第2条の規定に関わらず5,000円（メディア申請4,000円）とする。

別表第 1 - 2

構造計算書の添付が必要な建築物は下記の金額を加算する。

(単位:円)

申請建築物 1 棟ごとの床面積が 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	15,000
申請建築物 1 棟ごとの床面積が 200 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	30,000
申請建築物 1 棟ごとの床面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	50,000
注	申請建築物が、構造上エキスパンジョイントで分かれている場合は、それぞれを申請建築物 1 棟とみなす。

## 別表第2

## 建築物に関する中間検査申請手数料(第4条関係)

(単位:円)

中間検査を行う部分の床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 m <sup>2</sup> 以内のもの		17,000	19,000	22,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの		23,000	26,000	30,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの		30,000	34,000	40,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		50,000	56,000	66,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		67,000	77,000	90,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			110,000	160,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			130,000	180,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			140,000	200,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			150,000	220,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			170,000	240,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			200,000	260,000
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの			240,000	280,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第3

## 建築物に関する完了検査申請手数料（第5条関係）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 m <sup>2</sup> 以内のもの		18,000	20,000	22,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの		24,000	27,000	32,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの		33,000	37,000	44,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		54,000	61,000	72,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		75,000	85,000	100,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			140,000	200,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			160,000	220,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			180,000	250,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			200,000	280,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			220,000	300,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			260,000	360,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			290,000	400,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			380,000	530,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			600,000	840,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			680,000	1,040,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの			850,000	1,300,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第4

## 建築設備・工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料（第3条、第6条関係）（単位：円）

種別	手数料の額		
	確認申請		完了検査申請
	通常申請	メディア申請	
建築設備	16,000	15,000	22,000
小荷物専用昇降機	8,000	7,000	15,000
工作物	20,000	19,000	18,000

## 別表第5

## 仮使用認定申請手数料（第7条関係）

（単位：円）

床面積の合計	手数料の額		
	建築物の用途等		
	①	②	③
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	18,000	20,000	22,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	24,000	27,000	32,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	33,000	37,000	44,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	54,000	61,000	72,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	75,000	85,000	100,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		140,000	200,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		160,000	220,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		180,000	250,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		200,000	280,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		220,000	300,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		260,000	360,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		290,000	400,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		380,000	530,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		600,000	840,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		680,000	1,040,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		850,000	1,300,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	



## 仮使用認定申請手数料（第7条関係）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 m <sup>2</sup> 以内のもの		22,300	25,000	28,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの		31,000	35,000	41,300
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの		42,300	47,600	56,600
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		69,600	83,600	98,600
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		98,300	117,300	120,000
2,000 m <sup>2</sup> を超えるのもの			120,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第6

建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物の割増手数料(第5条、第7条関係)

(単位:円)

省エネ適合性判定を要する部分の床面積の合計	省エネ判定の建築物の用途	
	工場等	左記以外
500 m <sup>2</sup> 未満のもの	7,000	9,000
500 m <sup>2</sup> 以上、1,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	12,000	14,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上、2,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	17,000	20,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上、3,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	28,000	40,000
3,000 m <sup>2</sup> 以上、4,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	28,000	44,000
4,000 m <sup>2</sup> 以上、5,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	30,000	50,000
5,000 m <sup>2</sup> 以上、6,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	30,000	55,000
6,000 m <sup>2</sup> 以上、8,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	33,000	57,000
8,000 m <sup>2</sup> 以上、10,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	39,000	58,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上、20,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	42,000	60,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上、50,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	45,000	79,000
50,000 m <sup>2</sup> 以上、100,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	60,000	84,000
100,000 m <sup>2</sup> 以上、200,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	68,000	104,000
200,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	85,000	130,000

※1 割増手数料は、適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。

※2 建築物の用途で工場等とは、工場（評価対象が照明設備のみ）、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

※3 省エネ適合性判定が必要な建築物でセンター以外の機関が判定通知書を交付した場合、表の各区分の料金の2倍とする。

※4 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の申請床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあつては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。

※5 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合、当該割増手数料は加算しない。

## 別表第 7

## 地域別割増手数料 (第 10 条関係)

(単位：円)

地域区分	割増手数料	対象地域 (愛知県)
A 地域	10,000	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B 地域	15,000	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市 (佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
C 地域	20,000	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市 (佐久島に限る。)
<p>※ 同一団地内で同日に連続して複数の建築物の検査を行う場合は、1つの検査申請のみ割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。</p>		

## 計画変更床面積算定

**第1** 第2条第2項第2号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりとする。

- 1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を計画の変更に係る部分の床面積として算定する。
  - (1) 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
  - (2) 建築面積の変更 変更される建築面積
  - (3) 高さ又は階数の変更 高さ変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
  - (4) 床の変更 変更される部分の床面積
  - (5) 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
  - (6) 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
  - (7) 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
  - (8) 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
  - (9) 開口部の変更 変更される開口部の面積
  - (10) 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにある柱に準じて算出された面積
  - (11) 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
  - (12) 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。
  - (13) 建築設備(法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあっては、100㎡以下であるものとして取り扱うものとする。

**第2** 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

## 中間検査床面積算定

第4条に規定する中間検査を行う部分の床面積の合計は次のとおりとする。

- (1) 中間検査を行う部分の床面積は、検査対象となる階までの各階の床面積の合計とする。
- (2) 基礎工事に関する特定工程については、検査に係る部分の最下階の床(地下階がない場合は1階の床)があるものとみなした床面積とする。
- (3) 鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなした床面積とする。
- (4) 建方工事等に関する特定工程については、基礎の特定工程で中間検査を実施した場合、該当部分の床面積を除いた床面積とする。

## 確認検査業務手数料規程実施細則

平成20年8月1日制定

- 1 別表第1建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)関係「ただし書き」について  
「簡易な計画変更」と認められるのは、構造計算を伴わないもので次の各号に定めるものとする。
  - (1) 床面積の合計30㎡以内の床面積の増加(高さ関係規定の再審査を要しないもの)
  - (2) 局部的な耐力壁の移動、変更(意匠変更を伴わないもの)
  - (3) 局部的な建築設備単独の変更(意匠、構造変更を伴わないもの)
  - (4) その他これらと同等以内の小規模な変更であると認められるもの